

一般競争入札

指宿有料道路（Ⅱ期）線形改良工事（R8－3工区）

入札説明書配布資料一覧

1 様式

- | | |
|---|-----------|
| (1) 入札参加申込書 | (様式1) |
| (2) 設計図書等に対する質問書 | (様式2) |
| (3) 質問回答書 | (様式3) |
| (4) 入札書 | (様式4) |
| (5) 入札参加資格確認申請書 | (様式5) |
| (6) 主任技術者等の資格・工事経験 | (様式6) |
| (7) 同種工事の施工実績 | (様式7) |
| (8) 誓約書 | (様式8) |
| (9) 誓約書 | (様式9) |
| (10) 施工実績・管理実績証明願 | (様式10) |
| (11) 人員の配置を示す計画書 | (様式11) |
| (建設業法第26条第3項第1号, 建設業法第26条の5) | |
| (12) 監理技術者の兼務を予定している場合の確認事項 (建設業法第26条第3項第2号) | (様式12) |
| (13) 連絡体制及び業務分担 | (参考様式) |
| (14) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知 (建設業法第20条の2第2項) | (様式13) |
| (15) 紙入札参加申請書 | (規約第6号様式) |
| (16) 委任状 (電子入札) | (規約第7号様式) |
| (17) 媒体提出届 | (規約第8号様式) |

2 提出書類の編冊について (別紙1)

3 入札上の注意事項 (別紙2)

4 建設工事入札参加者の皆様へ(工事内訳書) (別紙3)

※令和7年12月12日から適用

5 「工事費内訳書」記載例 (別紙4)

※令和7年12月12日から適用

6 入札参加者の皆様へ (別紙5)

(単体・電子入札・事後審査)
総合評価方式・特別簡易型

(様式 1)

入 札 参 加 申 込 書

令和 年 月 日

鹿児島県道路公社

理事長 木佐貫 浄治 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和8年9月30日 付けで公告のあった下記工事の競争入札に参加したいので、同公告に定める入札に参加するものに必要な資格を有するとともに入札に関する条件を遵守することを誓約し、入札参加を申し込みます。

併せて、同工事の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に抵触する行為は一切行っていないこと及び今後とも同法を遵守することを誓約します。

なお、後日、同条の規定に抵触する行為が明らかになった場合には、契約を解除され、又は工事請負契約書第55条の2の規定による損害賠償金を請求されても異議は申し立てません。

また、鹿児島県談合情報処理要領第11条又は第12条の規定により、入札が無効となり、入札参加者のいずれとも契約を締結しない場合並びにこの入札参加申込書の写しが公正取引委員会及び警察本部に送付された場合も異議は申し立てません。

記

- 1 工 事 名 指宿有料道路（Ⅱ期）線形改良工事（R8－3工区）
- 2 工事場所 指宿鹿児島インター線 鹿児島市喜入中名町地内

(様式2)

令和 年 月 日

契約担当者
鹿児島県道路公社
理事長 木佐貫 浄治 殿

住 所
商号又は名称
代表者の氏名
連絡者・連絡先

印

設 計 図 書 等 に 対 す る 質 問 書

工 事 名	指宿有料道路(Ⅱ期)線形改良工事(R8－3工区)	
工 事 場 所	指宿鹿児島インター線 鹿児島市喜入中名町地内	
質 問 箇 所	質 問 事 項	備 考
特記仕様書 (頁) 図面 (号) 設計内訳(金抜)(頁)		
特記仕様書 (頁) 図面 (号) 設計内訳(金抜)(頁)		
特記仕様書 (頁) 図面 (号) 設計内訳(金抜)(頁)		

- 1 閲覧設計書に対する質問がある場合は、この用紙に質問箇所・事項を記入し、提出してください。
- 2 回答は質問回答書にて閲覧に供します。
- 3 図面・設計内訳(金抜)・仕様書等を十分に閲覧後、不明な点を質問して下さい。

(様式3)

質問 回答 書

[illegible]

(様式4)

入札書

一金 円也

工 事 名	指宿有料道路（Ⅱ期）線形改良工事（R8－3工区）
工 事 場 所	指宿鹿児島インター線 鹿児島市喜入中名町地内

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

契約担当者

鹿児島県道路公社理事長 木佐貫 浄治 殿

住 所

商 号

代表者 職・氏名

印

注 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。

令和 年 月 日上記入札金額の100分の110に相当する金額で落札決定通知 印

(様式5)

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

鹿児島県道路公社
理事長 木佐貫 浄治 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和8年9月30日付けで入札公告のあった「指宿有料道路（Ⅱ期）線形改良工事（R8－3工区）」に係る入札に参加する資格の確認について、下記のとおり誓約し、申請します。

記

1 次に掲げる者でないこと。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年9月27日制定）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当する者
- (3) 本工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある者
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされた者（手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果に基づき、鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号）第5条第5号の規定による知事の入札参加資格の審査を受けて入札参加資格を有すると認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。）

2 次の添付書類の内容については、事実と相違ないこと。

- (1) 入札説明書に定める施工実績を記載した書面
- (2) 入札説明書に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- (3) その他資格要件の確認に必要な資料

(様式6)

主任技術者等の資格・工事経験

企業名 ()

氏 名		
法令による免許		一級土木施工管理技士 交付日 交付番号 監理技術者資格者証 交付日 交付番号 監理技術者講習修了証 交付日 交付番号
工 事 概 要	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態 等	
	従 事 役 職	
工 事 内 容	工 種 ・ 工 法	
	工 事 内 容 等	

記入上の注意

- 1 工事が完成し、引き渡しが進んでいるものを記載すること。
- 2 日本国内におけるものを記載すること。
- 3 従事役職は、監理技術者、主任技術者等のいずれかを記入すること。

(様式7)

同 種 工 事 の 施 工 実 績

企 業 名		
工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態 等	
工 事 概 要	施 工 延 長	
	工 種 ・ 工 法	
	工 事 内 容 等	

記入上の注意

- 1 工事が完成し、引き渡しが進んでいるものを記載すること。
- 2 資格要件を満たすものを記載すること。
- 3 日本国内におけるものを記載すること。

(様式 8)

誓 約 書

令和 年 月 日

鹿児島県道路公社
理事長 木佐貴 浄治 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

指宿有料道路（Ⅱ期）線形改良工事（R 8－3 工区）の入札参加資格確認申請において
選定した下記配置予定の監理技術者については、現資格有効期限が当該工事予定工期末前に満
了するため、必ず更新手続きを行わせることを誓約します。

記

氏 名	現 資 格 有 効 期 限
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日

(様式 9)

誓 約 書

令和 年 月 日

鹿児島県道路公社
理事長 木佐貫 浄治 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

指宿有料道路（Ⅱ期）線形改良工事（R8－3工区）の入札参加資格確認申請において
選定した下記配置予定の監理術者については、現監理技術者講習修了証の修了年月日の属する年の
翌年から起算して5年経過した日が当該工事予定工末前に満了するため、必ず更新手続きを行わせ
ることを誓約します。

記

氏 名	監 理 技 術 者 講 習 修 了 証 の 修 了 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日

令和 年 月 日

発注機関

殿

商号・名称
住 所
代表者名

印

施工実績・管理実績証明願

一般競争入札に参加するために、下記事項について証明をお願いします。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
工 事 請 負 金 額	一金
施 工 形 態	(単独・JV) (JV名) (代表者) (構成員) (構成員) (出資比率：％) (出資比率：％)
技 術 者 等	職名： 氏名：
工 事 概 要	
施 工 作 業 船	
発 注 機 関	

令和 年 月 日

上記のことについて証明します。

発注機関名

印

(記入上の注意)

- 1 「工事請負金額」の欄は、契約金額の総額（JV形態で施工した場合も同様）を記入する。
- 2 「施工形態」の欄は、単独で施工した場合は記入の必要はない。単独を○で囲む。
- 3 「技術者等」の欄は、従事した職名（監理技術者、主任技術者等のいずれかを記入。）と従事者名を記入する。（工事の施工実績のみの証明の場合は削除してもよい。）
- 4 「工事概要」の欄は、資格要件となる工種を明記。
- 5 「施工作業船」の欄は、起重機船、台船、引船名またはそれらと同等の機能を有する兼用船名を記入する。

(様式11)

人員の配置を示す計画書

年 月 日

対象期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日				
建設業者	名称(イ※1)				
	所在地(イ)				
主任技術者又は監理技術者(営業所技術者又は特定営業所技術者)	氏名(ロ)				
	所属営業所名(ロ)			※17条の5の場合のみ記載	
	一日平均の法定外労働時間(ハ)	見込み時間		実績時間	
建設工事1	工事名称(二(1))				
	工事現場所在地(二(1))				
	契約締結営業所(二(1))	名称			※17条の5の場合のみ記載 ※上記営業所と同じ必要である必要
		所在地			
	建設工事の内容(二(2))			※法別表第1上段のどれか	
	請負代金の額(二(3))			※1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)である必要	
	移動時間(二(4))			※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要	
	下請次数(二(5))			※3次以内である必要	
	工事現場の施工体制の確認方法(二(7))				
	情報通信機器(二(8))				
	連絡員(二(6))	氏名			
		所属会社			
		実務の経験 ※土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載 ※実務の経験は1年以上である必要	工事名称	期間	
			年 月 ～ 年 月		
			年 月 ～ 年 月		
合計		年 月			
建設工事2	工事名称(二(1))				
	所在地(二(1))				
	建設工事の内容(二(2))			※法別表第1上段のどれか	
	請負代金の額(二(3))			※1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)である必要	
	移動時間(二(4))			※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要	
	下請次数(二(5))			※3次以内である必要	
	工事現場の施工体制の確認方法(二(7))				
	情報通信機器(二(8))				
	連絡員(二(6))	氏名			
		所属会社			
		実務の経験 ※土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載 ※実務の経験は1年以上である必要	工事名称	期間	
				年 月 ～ 年 月	
				年 月 ～ 年 月	
合計		年 月			

※1:建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第17条の2第1項第5号又は第17条の5第1項第5号の該当する号等, 他同じ

(様式11)

主任技術者又は監理技術者が兼務する場合(記入例)

人員の配置を示す計画書

年 月 日

対象期間	令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日				
建設業者	名称(イ※1)	(株)〇〇建設			
	所在地(イ)	鹿児島市〇丁目〇〇〇-〇〇			
主任技術者又は監理技術者 (営業所技術者又は特定営業所技術者)	氏名(ロ)	建設 太郎			
	所属営業所名(ロ)				※17条の5の場合のみ記載
	一日平均の法定外労働時間(ハ)	見込み時間	〇時間	実績時間	
建設工事1	工事名称(ニ(1))	〇〇〇工事(ロ-〇工区)			
	工事現場所在地(ニ(1))	鹿児島市〇丁目〇-〇			
	契約締結営業所(ニ(1))	名称			※17条の5の場合のみ記載
		所在地			※上記営業所と同じ必要である必要
	建設工事の内容(ニ(2))	土木一式工事		※法別表第1上段のどれか	
	請負代金の額(ニ(3))	8,000万円		※1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)である必要	
	移動時間(ニ(4))	1時間		※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要	
	下請次数(ニ(5))	3		※3次以内である必要	
	工事現場の施工体制の確認方法(ニ(7))	建設キャリアアップシステム, 建設キャリアアップシステムとAPI連携したシステム等			
	情報通信機器(ニ(8))	スマートフォン, タブレット端末, WEB会議システム等			
	連絡員(ニ(6))	氏名	建設 一朗		
		所属会社	(株)〇〇建設		
		実務の経験 ※土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載 ※実務の経験は1年以上である必要	工事名称	期間	
〇〇工事			令和5年1月	～ 令和5年10月	
〇〇工事			令和6年1月	～ 令和6年8月	
合計		1年 6月			
建設工事2	工事名称(ニ(1))	〇〇〇工事(ロ-〇工区)			
	所在地(ニ(1))	鹿児島市〇丁目〇-〇			
	建設工事の内容(ニ(2))	舗装工事		※法別表第1上段のどれか	
	請負代金の額(ニ(3))	4,600万		※1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)である必要	
	移動時間(ニ(4))	1時間		※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要	
	下請次数(ニ(5))	1		※3次以内である必要	
	工事現場の施工体制の確認方法(ニ(7))	建設キャリアアップシステム, 建設キャリアアップシステムとAPI連携したシステム等			
	情報通信機器(ニ(8))	スマートフォン, タブレット端末, WEB会議システム等			
	連絡員(ニ(6))	氏名	建設 二郎		
		所属会社	(株)〇〇建設		
		実務の経験 ※土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載 ※実務の経験は1年以上である必要	工事名称	期間	
				年 月	～ 年 月
				年 月	～ 年 月
合計		年 月			

※1:建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第17条の2第1項第5号又は第17条の5第1項第5号の該当する号等, 他同じ

(様式11)

営業所技術者等が兼務する場合(記入例)

人員の配置を示す計画書

年 月 日

対象期間	令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日				
建設業者	名称(イ※1)	(株)〇〇建設			
	所在地(イ)	鹿児島市〇丁目〇〇〇-〇〇			
主任技術者又は 監理技術者 (営業所技術者 又は特定営業 所技術者)	氏名(ロ)	建設 太郎			
	所属営業所名(ロ)	(株)〇〇建設		※17条の5の場合のみ記載	
	一日平均の 法定外労働時間(ハ)	見込み時間	〇時間	実績時間	
建設工事1	工事名称(ニ(1))	〇〇〇工事(ロ-〇工区)			
	工事現場所在地(ニ(1))	鹿児島市〇丁目〇-〇			
	契約締結営業所(ニ(1))	名称	(株)〇〇建設		※17条の5の場合のみ記載 ※上記営業所と同じ必要である必要
		所在地	鹿児島市〇丁目〇〇〇-〇〇		
	建設工事の内容(ニ(2))	土木一式工事		※法別表第1上段のどれか	
	請負代金の額(ニ(3))	5,000万円		※1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)である必要	
	移動時間(ニ(4))	1時間		※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要	
	下請次数(ニ(5))	3		※3次以内である必要	
	工事現場の施工体制の 確認方法(ニ(7))	建設キャリアアップシステム, 建設キャリアアップシステムとAPI連携したシステム等			
	情報通信機器(ニ(8))	スマートフォン, タブレット端末, WEB会議システム等			
	連絡員(ニ(6))	氏名	建設 一朗		
		所属会社	(株)〇〇建設		
		実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の 場合に記載 ※実務の経験は1年 以上である必要	工事名称	期間	
〇〇工事			令和5年1月	～ 令和5年10月	
〇〇工事			令和6年1月	～ 令和6年8月	
合計		1年 6月			
建設工事2	工事名称(ニ(1))				
	所在地(ニ(1))				
	建設工事の内容(ニ(2))			※法別表第1上段のどれか	
	請負代金の額(ニ(3))			※1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)である必要	
	移動時間(ニ(4))			※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要	
	下請次数(ニ(5))			※3次以内である必要	
	工事現場の施工体制の 確認方法(ニ(7))				
	情報通信機器(ニ(8))				
	連絡員(ニ(6))	氏名			
		所属会社			
		実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の 場合に記載 ※実務の経験は1年 以上である必要	工事名称	期間	
				年 月	～ 年 月
				年 月	～ 年 月
合計		年 月			

※1:建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第17条の2第1項第5号又は第17条の5第1項第5号の該当する号等, 他同じ

別表第一（第二条、第三条、第四十条関係）

土木一式工事	土木工事業
建築一式工事	建築工事業
大工工事	大工工事業
左官工事	左官工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
石工事	石項事業
屋根工事	屋根工事業
電気工事	電気工事業
管工事	観光事業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
舗装工事	舗装工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
板金工事	板金工事業
ガラス工事	ガラス工事業
塗装工事	塗装工事業
防水工事	防水工事業
内装仕上工事	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
電気通信工事	電気通信工事業
造園工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事業
建具工事	建具工事業
水道施設工事	水道施設工事業
消防施設工事	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業
解体工事	解体工事業

監理技術者の兼務を予定している場合の確認事項

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

1 確認事項

建設業法第26条第3項第2号の適用を受ける監理技術者の配置を予定している場合は、次の表の□にレ又は■を記入の上、一般競争入札においては入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限までに、指名競争入札においては落札決定後に、本様式を提出すること。なお、工事途中に当該規定の適用を受ける監理技術者を配置する場合においても、本様式を提出するものとする。

☐	建設業法第26条第3項第2号の適用を受ける監理技術者の配置を予定している。	
☐	(1)	低入札価格調査の対象工事でない。（明らかな場合にのみチェック）
☐	(2)	建設工事共同企業体により入札に参加又は工事を施工している者でないこと。
☐	(3)	建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
☐	(4)	監理技術者補佐は、一級施工管理技士補（主任技術者の有資格者に限る。）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
☐	(5)	監理技術者補佐は入札参加者（受注者）と直接的かつ恒常的（3か月以上）な雇用関係にあること。
☐	(6)	同一の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までであること。
☐	(7)	監理技術者が兼務しようとする2件の工事が、同一の地域振興局若しくは支庁管内に属する、又は工事現場の相互間隔が概ね10km以内であること。
☐	(8)	監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
☐	(9)	監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
☐	(10)	監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
☐	上記項目を全て満たしている。	

【監理技術者が兼務できる地域】

上表(7)について、該当する□にレ又は■を記入し、必要事項を記載すること。

☐	同一の地域振興局又は支庁管内の工事である。	
☐	鹿児島地域	鹿児島市、日置市、いちき串木野市、三島村、十島村
☐	南薩地域	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
☐	北薩地域	阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町
☐	始良・伊佐地域	霧島市、伊佐市、始良市、湧水町
☐	大隅地域	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町
☐	熊毛地域	西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町
☐	大島地域	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

☐	工事現場の相互間隔が概ね10km以内である。	
	工事現場の相互間隔	約 () km

2 提出書類

本様式を提出する際は、1の確認事項を証する書類を提出しなければならない。
各確認項目に対応する提出書類の例を次のとおり示す。

(1)	建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。
	(提出書類例)
	監理技術者補佐の資格を証する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）
(2)	監理技術者補佐は、一級施工管理技士補（主任技術者の有資格者に限る）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
	(提出書類例)
	監理技術者補佐の資格を証する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証明書など）
(3)	監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的（3か月以上）な雇用関係にあること。
	(提出書類例)
	健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書等の写しなど、監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明できる書類
(4)	同一の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までである。
	(提出書類例)
	・監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等
(5)	監理技術者が兼務しようとする2件の工事が、同一の地域振興局若しくは支庁管内に属する、又は工事現場の相互間隔が概ね10km以内であること。
	(提出書類例)
	・同一発注機関管内に工事現場がない場合は、工事相互間隔を示す位置図（必須） ・監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等
(6)	監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
	(提出書類例)
	現場巡回計画、工程立会計画など
(7)	監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
	(提出書類例)
	連絡体制図など、監理技術者と監理技術者補佐との連絡体制が明らかになる書類（参考様式参照）
(8)	監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにできる。
	(提出書類例)
	監理技術者補佐が担う業務を記載した書類（参考様式参照）

住	所	
商	号	又 は 名 称
代	表	者 氏 名

(参考様式)

連絡体制及び業務分担

商号又は名称

工事名称

連絡体制

監理技術者		
氏	名	
連	絡	先
兼務する工事名称		
兼務する工事の所在地		

監理技術者補佐		
氏	名	
連	絡	先

業務分担表

	業務(※)	監理技術者	監理技術者補佐
【参考】	□□□□□(具体的な業務名称)	○	○
施工計画	工事全体の施工計画書作成		
	下請の作成した施工要領書の確認		
	設計変更等に応じた施工計画書の修正		
工程管理	工事全体の進捗確認		
	下請間の工程調整		
	朝礼		
	工程会議		
	巡回		
品質管理	下請からの施工報告の確認		
	立合		
	検査		
技術的指導	技術者の配置等, 法令遵守や職務遂行の確認		
	現場作業に係る実地の総括的技術的指導		
その他	発注者等との協議・調整		
	下請からの協議事項に関する判断		
	受注した工事のコスト管理		
	周辺との調整		

※ 「業務」欄は、通常監理技術者が行う業務について、実態に合わせて加除修正等の必要な変更をしたものを記載し、当該業務に関して監理技術者が担うもの、監理技術者補佐が担うもの、双方が担うものを明確にしてください。

令和 年 月 日

殿

所在地
名称
代表者名

(押印不要)

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認められる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名

--

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※

--

上記事象の状況の把握のために必要な情報の入手先

--

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※

--

上記事象の状況の把握のために必要な情報の入手先

--

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

その他連絡事項(空欄可)

--

(留意事項)

- 1 本通知については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認められるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
- 2 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
- 3 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
- 4 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
- 5 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

(契約担当者) 殿

所在地 〇〇市〇〇町〇〇一〇
名称 株式会社〇〇〇
代表者名 〇〇 〇〇〇 (押印不要)

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認められる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名

道路改築工事 (〇〇〇〇〇道路R〇一〇工区)

- ☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※

国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のために必要な情報の入手先

報道等のURLを記載又はファイルを別添する場合は、「別添のとおり」と記載

- ☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※

〇〇地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のために必要な情報の入手先

報道等のURLを記載又はファイルを別添する場合は、「別添のとおり」と記載

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

その他連絡事項 (空欄可)

自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等

(留意事項)

- 1 本通知については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認められるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
- 2 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
- 3 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
- 4 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
- 5 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

(規約第6号様式)

令和 年 月 日

紙 入 札 参 加 申 請 書

鹿児島県道路公社
理事長 木佐貫 浄治 殿

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名
電 話 番 号
(許可番号等)

印

次の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は下記の理由により、電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式で参加します。

- 入札案件 指宿有料道路(Ⅱ期)線形改良工事(R8-3工区)
(開札予定日時: 令和8年10月29日 午前10時00分)
- 電子入札システムでの参加ができない理由

令和 年 月 日

紙入札参加承認通知書

様

鹿児島県道路公社理事長
木佐貫 浄治



上記について承認します。

(規約第7号様式)

委任状 (電子入札)

令和 年 月 日

鹿児島県道路公社
理事長 木佐貫 浄治 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号
(許可番号等)

印

下記のとおり、電子入札案件への参加において、代理人を定め次の権限を委任します。

記

- 1 電子入札案件名 指宿有料道路 (Ⅱ期) 線形改良工事 (R8-3工区)
- 2 受任者 (電子証明書 (ICカード) に関する情報)
氏 名
住 所
電子証明書 (ICカード) 発行認証局名
電子証明書 (ICカード) 番号
電子証明書 (ICカード) 有効期限
所属企業の住所
所属企業の商号又は名称
- 3 委任事項
見積及び入札に関すること

(規約第8号様式)

令和 年 月 日

媒 体 提 出 届

鹿児島県道路公社

理事長 木佐貫 浄治 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

(許可番号等)

印

下記案件の資料を(媒体名)で提出します。

1 入札案件名 指宿有料道路(Ⅱ期)線形改良工事(R8-3工区)

2 提出方法及び書類名

(1) 提出方法

(2) 提出書類名及び媒体種類

(注)

※ 媒体種別には、紙・電子媒体(CD-R等)の別を記載してください。

※ 提出方法には、郵送、持参等の別を記載してください。

(別紙1)

提出書類の編冊について

提出書類は次の順に整理して提出してください。(綴じる必要はありません)

1 入札参加申込み

- (1) 入札参加申込書 (様式1)
- (2) 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱第2条第3項に規定する資格審査の結果の通知書の写し

2 落札候補者の入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格確認申請書 (様式5)
- (2) 主任技術者等の資格・工事経験 (様式6)
- (3) 同種工事の施工実績 (様式7)
- (4) 参加資格を確認する資料
 - ア 「特定建設業の許可通知書」の写し
 - イ 公告日において有効な「県建設工事入札参加資格者格付等結果通知書」の写し
 - ウ 「建設業許可申請書」及び「別表」、又は「別紙二(2)」の写し
 - エ 施工実績、管理実績が記載されている「工事カルテ」及び「竣工登録工事カルテ受領書」、「登録内容確認書」
又は「施工実績・管理実績証明願」(様式10)の写し(ただし、確認のため原本持参)
 - オ 専任配置する技術者の資格証の写し
 - (ア) 「1級技術検定合格証明書」(一級土木施工管理技士)の写し又は「同等以上の資格を有することを証明できる書類」
 - (イ) 「監理技術者資格者証(土木)」の写し
 - (ウ) 「誓約書」(様式8)
(ただし、(イ)の資格者証の有効期限日が、当該工事の予定工期以前に満了する場合)
 - (エ) 「監理技術者講習修了証」の写し
 - (オ) 「誓約書」(様式9)
(ただし、(エ)の修了証の修了年月日の属する年の翌年から起算して5年経過した日が当該工事の予定工期以前になる場合)
 - (カ) 「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」等の写し
- (5) 兼任で主任技術者又は監理技術者を配置する場合の提出資料(該当のみ提出)
 - ア 人員の配置を示す計画書(様式11)
 - イ 監理技術者の兼務を予定している場合の確認事項(様式12)
 - ウ 連絡体制及び業務分担(参考様式)

※ 施工実績・管理実績を工事カルテ等により提出する場合は、入札公告に掲げる入札参加資格要件を満たすものを提出すること。

(別紙2)

入札上の注意事項

- 1 常に静粛にし、私語は慎むこと。
- 2 入札執行者は、上記に違反したと認めたときは退室を命ずることがある。
- 3 入札書は、入札執行者の指示に基づき提出すること。
- 4 入札書は、記載事項を明瞭に記載し、押印の上封筒に入れて（ノリ付け不要）提出すること。
- 5 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- 6 提出した入札書の書換え、引換え及び撤回はすることができない。
- 7 次に掲げる者は失格とし、その者の入札参加資格は喪失する。
 - (1) 2の退室を命ぜられた者
 - (2) 失格基準価格が設けられている場合において、失格基準価格未満の価格で入札した者
 - (3) 入札の執行前に入札書比較価格が公表されている場合において、当該入札書比較価格を超える価格で入札した者
 - (4) 再度入札の場合においては、初度入札に参加しなかった者
 - (5) 再々度入札の場合においては、再度入札に参加しなかった者
- 8 次に掲げる入札は無効とする。
 - (1) 代理権を有しない者のした入札
 - (2) 入札者が他の入札者の代理人と兼ねてした入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札（入札者が鹿児島県電子入札運用規約（以下「運用規約」という。）第5条の電子証明書（ICカード）を不正に使用して入札した場合を含む。）
 - (3) 入札者又はその代理人がした2以上の入札
 - (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (5) 入札書の記載事項（入札年月日及び住所を除く。）が判明できない入札書、入札書の記載事項（入札金額を除く。）の訂正に押印のない入札書及び入札者の押印のない入札書による入札（電子入札を認める場合にあっては、鹿児島県契約規則（昭和50年鹿児島県規則第23号）第12号第2項の入札金額その他契約当事者が必要と認める情報を記録した電磁的記録、同条第3項に規定する入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を確認できない入札）
 - (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
 - (7) 入札執行者が特に示した入札の条件に違反した入札
 - (8) 民法第95条に基づく錯誤の入札と入札執行者が認めた場合の入札
 - (9) 失格した者の入札
 - (10) 電子入札を認める場合にあっては、運用規約の規定により無効とするものに該当する入札
- 9 その他
入札者は、社名及び氏名（代理人の場合は代理人氏名）を明記した名札を左胸に付けること。
入札に際して関係法令を遵守し、公正な入札を行うこと。

建設工事入札参加者の皆様へ

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第12条の規定により

令和7年12月12日以降に指名通知又は入札公告を行う全ての建設工事の入札について、建設業者は、入札の際に提出する「工事費内訳書」(入札金額の内訳書)に材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適切な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費を記載することが義務付けられました。

県道路公社発注建設工事の入札に参加の際は、以下の点に注意して提出してください。

- 1 「工事費内訳書」の見積金額は、入札額を記載してください。
※適正な労務費の確保を目的として、直接工事費が一定水準以上か確認（「労務費ダンピング調査」という。）を行うため、見積金額と入札金額は、同じ金額を記載してください。
- 2 「工事費内訳書」は、電子入札の場合は入札書に添付して、紙入札の場合は入札書の投函前(委任状の提出と同時)に提出してください。
- 3 「工事費内訳書」は、できるだけ県道路公社が示した様式を使用し、別添の記載例を参考に、閲覧設計書に基づき積算体系のレベル2「工種」、まで記載してください。
なお、別添の記載例以上に詳細に記載した内容であれば、各企業が独自で作成された様式を使用しても差し支えありません。
※システム改修のため、当面の間、閲覧設計書に添付されている工事費内訳書には、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費（以下、「材料費等」という。）の項目は記載されません。提出する工事費内訳書は、別添記載例のとおり、材料費等を記載してください。
- 4 提出された「工事費内訳書」は、以下のとおり取り扱います。
 - (1) 提出された「工事費内訳書」は、返却しません。
 - (2) 提出された「工事費内訳書」は、入札関係書類(公文書扱い)として保管します。
 - (3) 発注機関の指示による修正等を除き、提出された「工事費内訳書」の引換え、変更又は撤回(取消)は認めません。
 - (4) 提出された「工事内訳書」は、必要に応じ公正取引委員会及び警察本部に提出する場合があります。
- 5 以下に該当する入札参加者の入札は無効の対象となりますので、注意してください。

(1) 未提出の場合	「工事費内訳書」が提出されていない場合
(2) 未提出であると認められる場合	ア 「工事費内訳書」の一部が提出されていない場合（白紙の場合も含む。）
	イ 「工事費内訳書」と無関係な書類である場合
	ウ 他の工事の「工事費内訳書」である場合
	エ 「工事費内訳書」に押印が欠けている場合（電子入札により提出する場合を除く。）

※ 項目(日付、契約担当者、住所、氏名(商号)、工事名、工事場所等)の誤字、脱字、記載漏れ(工種等の一部記載漏れを含む。)も、無効となる場合がありますのでご注意ください。

※ 当面の間、材料費等の金額の記載がなくても、「未提出であると認められる場合」には、あたらないものとします。

※ 提出された工事費内訳書は、開札後に対象者のものを確認します。

- 6 電子入札システムで提出する場合の留意事項
 - ・ 「工事費内訳書」は、以下の種類のファイルとすること。
(エクセル、ワード、PDF等)
なお、ファイルの圧縮は、できる限りしないようにすること。
 - ・ 「工事費内訳書」のファイル名は、(会社名)+(工事名)とすること。
例：(株)〇〇建設△△工区.xls, (株)〇〇建設△△工区.pdf…など
工事名については、工事箇所、工区名が判別できれば、簡略化してよい。

(別紙4)
「工事費内訳書」記載例 (土木工用)

令和〇〇年〇月〇日

鹿児島県道路公社理事長 殿

住所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
株式会社〇〇建設

氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇
紙による代理人入札のみ → 代 理 人 〇 〇 〇 〇 印
紙による代表者本人による入札は、代表者の印を押印する。

工 事 名	道路改築工事 (〇〇1工区)
工事場所	鹿児島市〇〇町地内

工 事 費 内 訳 書

工種等	見積金額 (円)										割合 (%)
道路改良					〇	〇	〇	〇	〇	〇	100
土工					〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇〇
法面工					〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇〇
擁壁工					〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇〇
雑工						〇	〇	〇	〇	〇	〇〇
直接工事費					〇	〇	〇	〇	〇	〇	100
うち材料費					〇	〇	〇	〇	〇	〇	
うち労務費					〇	〇	〇	〇	〇	〇	
共通仮設費計						〇	〇	〇	〇	〇	
純工事費					〇	〇	〇	〇	〇	〇	
現場管理費					〇	〇	〇	〇	〇	〇	
うち法定福利費の事業主負担額						〇	〇	〇	〇	〇	
うち建退共制度の掛金							〇	〇	〇	〇	
工事原価					〇	〇	〇	〇	〇	〇	
一般管理費計						〇	〇	〇	〇	〇	
工事価格					〇	〇	〇	〇	〇	〇	
うち安全衛生経費						〇	〇	〇	〇	〇	

株式会社〇〇建設

※建築用の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」
※建築用の場合、「工事原価のうち安全衛生経費」
※複数枚になる場合は、欄外下段に会社名を記載のこと。

※日付は応札日を記載する。

※住所欄は入札参加者の所在地、氏名欄は商号又は名称、代表者名を記載する。

※代理による入札の場合は、代理人氏名も記載する。

(電子入札の場合は代表者名)

※紙入札の場合は必ず押印のこと。(印：代表者印又は代理人印)

※電子入札の場合押印不要

※工事名、工事場所は入札参加指名通知書又は公告文に基づき記載する。

※工事の工種ごとに見積金額を記載する。

※積算体系のレベル2「工種」まで記載する。

※直接工事費については各工種一式にて計上し記載する。

※「割合」欄には直接工事費に対する工事ごとの割合 (%) を記載する。

※「工事価格」は入札額と一致させること。

※紙入札の場合、記載事項を加除訂正した際は、該当箇所に訂正印を押印する。

入札参加者の皆様へ

建設工事の「低入札調査基準価格」及び「失格基準価格」については、下記のとおり算出し、端数処理することとしましたので、お知らせします。

記

- 1 低入札調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額を用いて、以下の式で算出される額（K）に100分の110を乗じて得た額（ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額）の千円未満を切り上げた額とする。

$$\text{※ } K = A + B + C + D$$

- A： 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- B： 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- C： 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- D： 一般管理費の額に10分の7.5を乗じて得た額

（K、A、B、C、Dのそれぞれの計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て1円単位とする。）

- 2 失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額を用いて、以下の式で算出される額（I）に100分の110を乗じて得た額の千円未満を切り上げた額とする。

$$\text{※ } I = E + F + G + H$$

- E： 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
- F： 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- G： 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- H： 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

（I、E、F、G、Hのそれぞれの計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て1円単位とする。）

- 3 この取扱いは、令和5年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事及び製造についての請負契約から適用する。

参考例(低入札価格調査基準価格)

直接工事費	47,607,762 円	⇒	$* 9.7 / 10 =$	(A)	46,179,529 円
共通仮設費	9,835,124 円	⇒	$* 9.0 / 10 =$	(B)	8,851,611 円
現場管理費	18,858,000 円	⇒	$* 9.0 / 10 =$	(C)	16,972,200 円
一般管理費	13,520,114 円	⇒	$* 7.5 / 10 =$	(D)	10,140,085 円
	89,821,000 円				<u>82,143,245 円</u>

工事価格 89,821,000 円
 消費税相当額 8,982,100 円
 設計額＝予定価格 98,803,100 円

K	設計書からの計算値		82,143,425
⑤	調査基準価格基礎額 算出結果	K * 1.10 (端数丸め対象額) (小数以下切り捨て)	90,357,767
⑥	調査基準価格	(⑤を千円未満切上げ)	90,358,000
⑦	調査基準価格の100/110	⑥ * 100/110 (小数以下切上げ)	82,143,637

※⑦は、⑥により端数処理した後の額に110分の100を乗じて得た額(少数以下切上げ)
 であることに留意すること。

参考例(失格基準価格)

直接工事費	47,607,762 円	⇒	$* 9.0 / 10 =$	(E)	42,846,985 円
共通仮設費	9,835,124 円	⇒	$* 8.0 / 10 =$	(F)	7,868,099 円
現場管理費	18,858,000 円	⇒	$* 8.0 / 10 =$	(G)	15,086,400 円
一般管理費	13,520,114 円	⇒	$* 5.5 / 10 =$	(H)	7,436,062 円
	89,821,000 円				<u>73,237,546 円</u>

工事価格 89,821,000 円
 消費税相当額 8,982,100 円
 設計額＝予定価格 98,803,100 円

I	設計書からの計算値		73,237,546
⑤	失格基準価格基礎額 算出結果	I * 1.10 (端数丸め対象額) (小数以下切り捨て)	80,561,300
⑥	失格基準価格	(⑤を千円未満切上げ)	80,562,000
⑦	失格基準価格の100/110	⑥ * 100/110 (小数以下切上げ)	73,238,182

※⑦は、⑥により端数処理した後の額に110分の100を乗じて得た額(少数以下切上げ)
 であることに留意すること。